

令和2年生駒市農業委員会第4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和2年4月9日(木)午後3時00分  
会議開催場所 市役所 大会議室  
出席者 会長 8番 中田 建彦  
農業委員会委員  
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり  
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明  
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉  
7番 北村 由子 9番 中本 真人  
10番 中谷 佳津代  
農地利用最適化推進委員  
上武 猛 中谷 明  
北本 光美 高貝 要明  
川端 俊雄 山田 義美  
中井 啓二  
欠席者 なし  
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 巽 眞一  
係長 上田 修司 主査 増本 量俊  
傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 使用貸借契約の解約通知について
4. 農地法施行規則第53条第14号による届出について
5. 農地の転用事実に関する照会について

## 6. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農政なら No.478
- 第26回「農業委員会だより」全国コンクールの入賞決定通知
- 2020年農業委員会活動記録セット
- 農業委員会勤務実績報告書

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻野 委員

2番 西口 委員

3番 田中 委員

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

関西電力新生駒変電所から西に約400mのところに位置する北田原町地内の農地2筆。

申請理由について

譲渡人と譲受人とはご近所の間柄であり農地も隣接していることから、営農上でも良好な付き合いがあった。今回、譲渡人が高齢となり営農を続けていくことが難しくなったことから、本農地の近くに居住する譲受人が管理をしていくことになった次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、家族で営農している農地が20アール以上あるので当該要件を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.3～4の申請地の位置について

高山大橋から北東に約500mのところに位置する高山町地内の農地2筆。

申請理由について

本農地の所有権を、父親から長男に贈与することを目的とした申請。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので当該要件を満たしている。

No.5～6の申請地の位置について

高山こども園にほぼ隣接する農地1筆と、同こども園から東南東に約500mのところに位置する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

本農地の所有権を、父親から三男に贈与することを目的とした申請。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有または父親と共有、宮方の叔父に借用しており、また農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので下限面積要件を満たしている。

現地調査について

No.3～6について、今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1～2について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 譲渡人が高齢となり近年は譲受人がこの農地の管理をしていた。今回、譲渡人が管理・営農を継続するのは難しいと判断し、譲受人がこれを引受けることとなった。この辺りは猪被害が多く耕作が難しいが譲受人は営農していくということである。
- 議長 議案第1号のNo.3～6について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明のとおり、親子間での贈与である。現地調査でも問題ないということである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。  
議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕  
本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度である。

No.1～6の申請地の位置について

西白庭台住宅地の西約200m、国道163号と国道168号の交差点の東約150mに位置する生駒市北田原町地内の農地6筆。

申請理由について

賃貸人は多くの農地を所有しているが高齢であることから、一昨年前から別の方に貸し出しをしていた。この使用借人が別の農地を集中的に耕作したい希望もあり、後ほど報告第3号でも報告するが当該農地の使用貸借を解除することとなった。当計画書は隣接地で耕作している認定農業者である賃借人へ、新たに貸し出しされることとなった次第。

新しい賃借人は、平成23年度に平群町において認定新規就農者として営農をはじめ、平成25年3月から生駒市南田原町でも専業農家として、主にイチゴの栽培・経営をしている。

また平成31年6月には、本市において認定農業者となり、店舗からの出荷要請の増大もあることから農地の拡大を希望している。

要件について

現在の生駒市での経営耕地面積は約43アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について事務局へ補足説明を依頼。
- 補佐 賃借人は、既にこの辺りに多くの農業ハウスを建てている。今回の計画書ではみかん、イチゴ、イチゴ苗を栽培することとなっている。農業ハウスでのイチゴ栽培をNo.3で行い、No.4～6ではイチゴ苗を栽培する計画で、既にハウス栽培のための水道を引いているのでその水を利用する。No.1～2については取水が難しいため果樹を栽培するという事である。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 委員 この農地は以前、他の法人に貸していたということだが、この法人は同農地で何をしていたのか。
- 主査 同法人は主にネギを栽培していた。報告第3号でも説明するが、同法人は別の地区での営農に力を入れたい意向もあったため使用貸借契約を解除することとなった。
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は、「問題なし」ということで、生駒市に回答することを宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

報告第4号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～20については、相続により所有権を取得された農地、またNo.21については、時効取得により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出で、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が双方合意の上、解約されたという通知を受け受理したことを報告しているもの。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け受理したことを報告しているもの。

借り受け人は平成30年7月から本農地を借りていた（使用貸借）が、今後高山町大北での営農に集中したい意向もあり、また議案2号で説明したように、その農地を近隣の農家が引継いでいくこととなったため、契約を解除することになった次第。

報告第4号「農地法施行規則第53条第14号による届出について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

農地法第5条の許可申請承認では、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある

農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要だが、同じ農地法第5条1項7号の中で、農林水産省が農地法施行規則第53条で定める事業については例外とする旨の規定を設けている。

この53条の第14号では、認定電気通信事業者が優先電気通信のための線路、空中線、その支柱の敷地に供するための権利を取得する場合、許可が不要となり事業者が県と直接協議を行ったうえで、転用事業を進めることとなる。

申請地の位置について

たんだ橋バス停留所より北北西に約100mのところに位置する高山町地内の農地1筆のうちの一部。

申請理由について

県と事業者との協議があり、通信路の支柱、つまり基地局のための設置を目的とした永久転用の通知があったもの。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1は20年程度前から宅地化した農地。

No.2～8はいずれも20年以上前から山林になっている農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第6号「農地転用許可の報告について」

○主査 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○副会長 報告第1号のNo.1～2、No.13～14について賃借権と書かれているが、これは小作権の相続の届出が出されたということによいか。

○主査 その通りである。小作権が相続されたものである。

○委員 報告第2号と報告第3号について、どちらも賃借の解約であるが違いは何か。

○主査 報告第2号は賃貸借契約の解除、報告第3号は使用貸借契約の解除となり、賃借料が発生しているかないかの違いによるものである。

○議長 基盤法の解約はどうなるのか。

○主査 基盤法でも同様の手続きとなる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

「その他について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔「農政ならNo.478」、「第26回「農業委員会だより」全国コンクールの入賞決定通知について」、「2020年農業委員会活動記録セット」、「農業委員会勤務実績報告書」、「最適化交付金について」〕の説明と報告。

●「農政ならNo.478」を説明。

●第26回「農業委員会だより」全国コンクールの入賞決定通知について

3月5日の農業会議より入賞の通知があった。農業通信は、生駒市農業委員会にて年3回から4回刊行している。全国で1500近くの団体の中で、まず奈良県50市町村の中でノミネートされ、その後全国での選考の結果、全国農業新聞賞に入賞した。

●「2020年農業委員会活動記録セット」について説明。

●「農業委員会勤務実績報告書」について説明。

記入方法、注意点等を説明。

●「最適化交付金について」を説明。

農業委員会の農地利用最適化活動に関しては、最適化交付金事業という事業があり交付金がおいてくる。この事業は、活動と成果という2つの要素で構成され、平成29年度から始まった。同年度に生駒市農業委員会は、奈良県下第1号として成果報酬獲得を果たすことができた。

令和元年度も集落座談会、人農地プラン、遊休農地対策活動などの活動実績があったので最適化交付金がおきることとなった。

○議長 生駒市の農業通信が入賞したことについて、農業通信は数年にわたり発行されておりずいぶん定着してきたが、今期に入っても女性委員、事務局がいろいろと工夫し親しみやすい紙面を作ってくれたことが評価されたと思う。今後も、地域の農家の方に関心を持ってもらえるような紙面づくりをお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 今回の新型コロナウイルスに対して、政府等から経済対策がいくつか出されているので案内する。

厚生労働省からは雇用調整助成金という、雇用者が従業員を休ませて休業補償をした場合助成をするという制度があり中小企業については4/5の助成がある。奈良県では県の制度融資、他には日本政策金融公庫の特別枠といった制度がある。

まだまだこれから経済的な影響が出てくると考えられ、長期戦になると予測される。地域の新規就農者や認定農業者の方から経済面についての話を聞かれた場合は、そのような助成や制度があることと、早めにメインバンクや担当窓口にご相談し資金対策をするよう案内していただきたい。

○議長 このような内容は市のホームページに掲載されているのか。

- 局長 ホームページには掲載していない。
- 議長 農業通信などの委員会だよりに掲載してくれるとありがたい。よろしく願いしたい。  
意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 補佐 次回の日程について  
定例会 5月 13日(水) 午後2時 401、402会議室  
※場所については、大会議室への変更の可能性有。  
現地調査 5月 8日(金)  
前日5月7日(木)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言

午後4時05分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    1番    辻野 俊平

---

議席番号                    2番    西口 まゆり

---

議席番号                    3番    田中 勇治

---